

河内長野市立図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針

図書館法の精神に基づき、誰もが気軽に安心して利用できる市民生活に役立つ図書館をめざして、市民の皆さんとともに積極的な図書館運営を進めるため、河内長野市立図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針をつぎのとおり定めます。

- ・ 図書館機能の充実を目的に児童サービスやレファレンスサービスを始めとする各種サービスの向上を図ります。
- ・ 「読書のまち河内長野」実現を目的に図書館や公民館図書室の資料を整備充実し、その利用を促進します。
- ・ 郷土歴史資料や行政資料の収集保存を進め、その普及啓発と活用を図ります。
- ・ 読書活動を推進し、子どもたちや市民の読書習慣の定着化を図ります。
- ・ 図書館を利用することで市民自らの課題が解決できるよう、図書館資料の活用を促進します。
- ・ 市民の協力を得てより良い図書館サービスを提供するため、ボランティア活動の機会、場所の提供やボランティア講座の実施に努めます。
- ・ 図書館司書及びその他の職員の資質・能力の向上を図るため、継続的・計画的な研修の実施等に努めます。
- ・ 安全で安心な図書館の読書環境を維持します。

平成26年3月31日
河内長野市立図書館